

大田区手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の背景及び理由

令和4年4月1日施行の東京都ふぐの取扱い規制条例及び特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例の改正により、ふぐ加工製品取扱届出制度の規定が削除された。これに伴い大田区手数料条例に掲げられている当該項目を整備する必要があるため。

2 施行日

公布の日

3 新旧対照表

新				旧			
○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号 第1条から第6条まで（略） 別表第1（第2条関係）				○大田区手数料条例 昭和32年12月2日 条例第24号 第1条から第6条まで（略） 別表第1（第2条関係）			
項	事務	名称及び額 (1件につき)	徴収 時期	項	事務	名称及び額 (1件につき)	徴収 時期
1から127（略）				1から127（略）			
128	削除			128	<u>東京都ふぐの取扱い規制条例(昭和61年東京都条例第51号)第17条第2項の規定に基づくふぐ加工製品取扱届出済票の交付(卸売市場外営業に限る。)</u> 及び同条第4項の規定に基づくふぐ加工製品取扱届出済票の再交付(卸売市場外営業に限る。)	<u>1 ふぐ加工製品取扱届出済票 3,000円</u> <u>2 ふぐ加工製品取扱届出済票再交付 2,400円</u>	<u>届出のとき</u> <u>再交付申請のとき</u>
129から134（略）				129から134（略）			
別表第2（第2条関係）（略）				別表第2（略）			
別表第3（第2条関係）（略）				別表第3			
<u>付 則</u>							
<u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u>							